

(別紙)

諮問番号：令和 8 年諮問第 9 号

答申番号：令和 8 年答申第13号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人に対して京都府知事（以下「処分庁」という。）がなした地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の39の規定による令和 7 年 3 月13日付け法人事業税の更正処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成30年 2 月26日、審査請求人は、処分庁に対して、平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日までの事業年度分（以下「本件事業年度分」という。）の法人府民税・法人事業税・地方法人特別税の確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を提出した。

なお、本件確定申告書において、「所得金額総額」はマイナス11,981,705円であり、法人事業税額は0円であった。

また、欠損金額の「翌期繰越額」は38,910,082円であった。

- 2 令和 6 年12月26日、○税務署長は、本件事業年度分の法人税につき、「所得金額又は欠損金額」をマイナス11,981,705円からマイナス7,934,715円とする更正処分を行った（以下「法人税の更正処分」という。）。

なお、法人税額は0円であり、「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金」は34,863,092円となった。

- 3 令和 7 年 3 月13日、処分庁は、e L T A X（地方税ポータルシステム）上で国税庁から通知された法人税の更正処分の内容を踏まえて、本件確定申告書の「所得金額総額」をマイナス11,981,705円からマイナス7,934,715円に更正することを決定し、審査請求人に対して通知した（本件処分）。

なお、所得金額の増加額は、全額が重加対象所得に計上されていた。

また、法人事業税額は変更がなく 0 円であり、欠損金額の「翌期繰越額」は34,863,092円となった。

- 4 本件処分により、本件事業年度分の法人府民税、法人事業税及び地方法人特別税の税額に変更はないが、本件事業年度分で生じた欠損金額が減少することにより、欠損

金額の「翌期繰越額」即ちこれより後の事業年度分で損金算入することのできる金額が減少することから、本件事業年度より後の事業年度分の税額の算定等に影響することとなった。

- 5 令和7年5月22日、審査請求人は、京都府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

また、令和7年6月30日、審査請求人は、大阪国税不服審判所に対し、法人税の更正処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人はおおむね次の理由から本件処分は不当であると主張し、本件処分の取消しを求めている。

(1) 審査請求書及び反論書

- (ア) 本件処分の前提として行われた法人税の更正処分が、期間制限に抵触すること。

法人税の更正処分は期間制限に抵触しており、無効なものであるため、これを前提として行われた本件処分についても期間制限に抵触し、無効である。

- (イ) 課税標準とされた所得に異動は生じていないこと。

法人税の更正処分が期間制限に抵触し、無効である以上、法人事業税の課税標準である所得に異動はなく、更正の余地はないため、本件処分も無効であり、取り消されるべきである。

- (ウ) 国税不服審判所の審理を踏まえて審査を進めるべきであること。

法人税の更正処分については、大阪国税不服審判所において審理が進められているため、本件処分の審査もこれを踏まえて進められるべきである。

(2) 審査会への上申書及び主張書面

- (ア) 本件処分の理由提示に不備があること。

本件処分は、税額の増額を伴う不利益処分に該当するにもかかわらず、本件処分の通知書の更正決定理由欄には「国税相違」と記載されるにとどまり、「翌期繰越欠損金額」の算定過程や具体的根拠が示されておらず、処分の判断の合理性の検証や不服申立ての準備ができないため、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条に違反する。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求めている。

(1) 審査請求書及び反論書に対する弁明書

- (ア) 本件処分の前提として行われた法人税の更正処分が、期間制限に抵触するか

処分庁は、法第72条の39第1項の規定により、本件確定申告書に係る所得割の課税標準である所得が、法人税の課税標準を基準として算定した所得割の基準課税標準と異なることを発見したため、法人事業税の所得金額総額を更正した。法人事業税を法人税と異なる課税標準により課することはできず、本件処分の取消

し等をする事はできない。

また、法人税の更正処分に対する期間制限の適用の可否を処分庁が判断することはできず、本件処分は法人税の更正処分があったことから法第17条の6第3項第1号の期間制限の特例により行ったものである。

(イ) 課税標準とされた所得に異動が生じているか

(ア)のとおり、法人税の更正処分において取消し等が行われていない現時点においては、本件処分は維持されるものである。

(ウ) 国税不服審判所の審理を踏まえて審査を進めるべきか

法人税に係る審査請求により、法人税の更正処分の取消し等が行われていない現時点においては、本件処分は維持されるものである。

(2) 上申書及び主張書面に対する弁明書

(ア) 本件処分の理由の提示について

法第18条の4第1項の規定により、地方税に関する法令の規定による処分については、行政手続法の規定の一部が適用除外とされているが、不利益処分における理由の提示については同法第14条の規定が適用されることとなっている。

そして、同条における理由提示の趣旨は、不利益処分に係る行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える点にあると解されている(最判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁)。

このような趣旨に照らせば、理由の提示は、処分の名宛人において、当該処分の基礎となった事実関係及びこれに対する評価を理解し、不服申立てをするか否か並びにその範囲及び内容を検討することができる程度に具体的に示されていれば足り、「翌期繰越欠損金額」の算定過程について逐一詳細に記載することまでを要するものではない。

これを本件についてみるに、本件処分は、法人税の更正処分に伴い、課税標準の基礎となる所得金額に異動が生じたことに基づき行われたものであるところ、その旨は、本件処分に係る通知書の更正決定理由欄に「国税相違」と記載することにより、法人税における更正内容との対応関係においてなされた処分であることが示されている。

そして、本件処分は、法第72条の39第1項の規定に基づき、法人税において課税標準とされた所得と異なることとなった場合に行われるものであるところ、このような制度構造の下においては、法人事業税の課税標準は、法人税における所得金額と連動して定まる関係にある。

そうすると、本件処分に係る通知書の更正決定理由欄の「国税相違」との記載は、法人税の更正により課税標準となる所得金額に異動が生じたことを意味するものであって、当該制度構造に照らせば、これにより本件処分の理由を具体的に特定し得るものと認められる。

さらに、本件においては、法人税の更正処分により当該所得金額の異動内容及びその理由が示されていることも併せ考えると、法人事業税がこれに連動して課税標準を定める仕組みの下においては、本件処分における理由提示の内容が相対

的に簡明なものにとどまるとしても、行政手続法第14条の趣旨を充足するものといえる。

また、審査請求人は、当該法人税の更正処分の内容を前提として、本件処分に係る課税標準の異動について具体的に争っていることからすれば、本件処分の基礎となる事実関係及びその評価について十分に認識していたものと認められる。

以上の事情に照らせば、本件処分に係る理由の提示は、行政手続法第14条の趣旨に照らし、処分の判断の慎重及び合理性を担保し、その恣意を抑制するとともに、処分の名宛人に不服申立ての便宜を与えるという要請を充たす程度において尽くされているものと認められる。

したがって、本件処分に係る理由の提示が行政手続法第14条に違反するものとはいえず、審査請求人の主張は採用することができない。

第5 法令の規定について

(1) 更正の期間等について

ア 地方税の更正は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後はすることができない（法第17条の5第1項）。

なお、法人事業税における納期限について、事業を行う法人は、各事業年度終了の日から2月以内に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならないと定められている（法第72条の25第1項）。

イ 法人事業税は、アにかかわらず、法人税について更正があった場合、当該更正の通知が発せられた日の翌日から起算して2年間ににおいても、更正をすることができる（法第17条の6第3項第1号）。

ウ 国税は、法定申告期限から5年を経過した日以後は更正することができない（国税通則法（昭和37年法律第66号）第70条第1項第1号）。

なお、法人税の申告期限（内国法人）について、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき申告書を提出しなければならないと定められている（法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項）。

エ 国税について、偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合は、ウにかかわらず、7年を経過する日まで更正をすることができる（国税通則法第70条第5項第2号）。

オ 納税者が国税の課税標準等の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、重加算税を課することとされている（国税通則法第68条第1項）。

カ 所得税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分の取消し等について争われた裁判例では、「課税標準等又は税額等の「隠ぺい」又は「仮装」（国税通則法第68条第1項）に該当する行為は、特段の事情のない限り、「偽りその他不正の行為」にも該当するといえることができる」とし、「課税標準等又は税額等の「隠ぺい」又は「仮装」がされた租税についての更正処分の除斥期間」は、「同租税の

法定申告期限から7年間になる」とされている（令和5年3月8日東京地方裁判所判決・税資第273号（順号13826））。

キ 偽りその他不正の行為により法人税を免れた場合には、法人の代表者等でその違反行為をした者は、10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又は併料することとされている（法人税法第159条第1項）。

(2) 法人事業税の課税標準等について

ア 法人事業税の所得割の計算は、各事業年度の所得を課税標準とし（法第72条の12第3号）、内国法人の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、特別の定めのない限り当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定することとされている（法第72条の23第1項第1号）。

なお、法人事業税の課税標準となる所得の算定が、法人税の課税標準となる所得を基準としている趣旨については、裁判例においても「同一所得について国の税務署と地方自治体の双方が重複調査を行い、異なる所得計算をすることを避けるとともに、納税者に対しても、同一の申告に基づいて納税することを可能とすることにあると解される」とされている（平成22年1月27日東京高等裁判所判決・税資第260-15号（順号11371））。

イ 法人税及び法人事業税の所得の計算において、各事業年度の開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額がある場合には、当該各事業の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされている（法人税法第57条第1項及び地方税法施行令第21条第1項）。

なお、本件事業年度分の欠損金額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第1項又は地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の地方税法施行令第21条第1項が適用され、上記「前10年以内」は「前9年以内」とされる。

ウ 政府は、法人税に係る更正の通知をした場合には、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得の金額及び法人税額を、当該更正に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日における当該法人の事務所又は事業所所在地の道府県知事に通知しなければならないとされている（法第63条第2項）。

エ 道府県知事は、所得割の課税標準である所得が、法人税の課税標準とされた所得を基準として算定した所得割の基準課税標準と異なるときは、当該所得割の基準課税標準により、これを更正するものとされている（法第72条の39第1項）。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨等

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分の前提として行われた法人税の更正処分が、期間制限に抵触するか本件確定申告書の法人事業税について更正ができる期限は、第5の(1)のアに

よると、法定納期限（平成30年2月28日）から5年を経過した日の前日の令和5年2月28日であるが、令和6年12月26日に法人税の更正処分があったため、第5の(1)のイにより同日の翌日から起算して2年間が更正できる期間となるところ、本件処分は期間内である令和7年3月13日に行われている。

イ 課税標準とされた所得に異動が生じているか

(ア) 第5の(2)のエによると、法人事業税所得割の課税標準である所得が、法人税の課税標準を基準として算定した所得割の基準課税標準と異なることを発見した場合は、当該所得割の基準課税標準により法人事業税を更正するものとされているところ、処分庁は、令和6年12月26日に法人税の更正処分がなされ、所得割の基準とした法人税の課税標準に異動があったことを発見したため、異動後の課税標準を基準に本件処分を行っており、違法又は不当な点は見当たらない。

(イ) 法人税の更正処分の期限は、第5の(1)のウによると、法定申告期限（平成30年2月28日）から5年を経過した日の前日（令和5年2月28日）であるが、法人事業税の更正決議資料を確認すると、法人税の更正処分の内容は、第5の(1)のオにより隠蔽又は仮装した事実該当する「重加対象所得」に所得金額の増加額が全額計上されており、第5の(1)のカにより「隠ぺい」又は「仮装」に該当する行為は「偽りその他不正の行為」に該当することから、更正の期間制限の特例（法定申告期限から7年間）が適用されることが考えられる。

この点について、審査請求人は、法人税において「偽りその他不正の行為」があったのであれば、第5の(1)のキにより審査請求人は罪に問われるはずであるが、告発されていないことから、法人税の更正処分については期間制限の特例の適用はなく、法定の期間制限に抵触するため無効であると主張するが、現時点で法人税の更正処分が取り消され、又は変更された事実はなく、無効であるという審査請求人の主張を認めることはできない。

ウ 国税不服審判所の審理を踏まえて審査を進めるべきか

(2)のイの(イ)のとおり、法人税の更正処分の効力は現在も維持されていると認められることから、法人税の更正処分が大阪国税不服審判所において審理中であるという事実は、本件処分の適法性に影響を及ぼさない。

2 審査庁による諮問の要旨等

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

(3) 審査会への弁明書について

第4の2の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会
第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和8年4月28日 審査庁が審査会に諮問

令和8年5月17日 第1回調査審議（第2部会）

令和8年6月25日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和8年7月21日 第3回調査審議（ 〃 ）

令和8年7月21日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

本件処分の争点は、(1)本件処分の前提として行われた法人税の更正処分が、期間制限に抵触するかどうか、(2)国税不服審判所の審理を踏まえて審査を進めるべきか、(3)本件処分の理由の提示に不備があるかどうかであるから、以下検討する。

(1) 本件処分の前提として行われた法人税の更正処分が、期間制限に抵触するかどうか

本件処分は、令和6年12月26日付けで行われた法人税の更正処分に伴い、令和7年3月13日に行われているため、第5の(1)のイにより法定期限内に行われている。

また、第5の(2)のエによると、法人事業税所得割の課税標準である所得が、法人税の課税標準を基準として算定した所得割の基準課税標準と異なることを発見した場合は、当該所得割の基準課税標準により法人事業税を更正するものとされているところ、処分庁は、令和6年12月26日に法人税の更正処分がなされ、所得割の基準とした法人税の課税標準に異動があったことを発見したため、異動後の課税標準を基準に本件処分を行っており、違法又は不当な点は見当たらない。

なお、審査請求人は、法人税について偽りその他不正の行為があったのであれば、告発されているはずであるが、告発されていないことから、法人税の更正処分については期間制限の特例の適用はなく、法定の期間制限に抵触する旨主張しているが、行政処分と刑事処分は別個の手続であり、その目的も異なるものである。

本件は、法人税の更正処分において重加対象所得と判断されたことに起因するものであり、刑事処分の有無により行政処分の効力に変わるところはないから、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 国税不服審判所の審理を踏まえて審査を進めるべきか

租税法上の更正処分は、いわゆる「公定力」を有する行政処分であり、当該処分について違法又は不当が主張されている場合であっても、権限ある機関により取り消され、又は裁決若しくは判決によりその効力が否定されない限り、有効なものとして取り扱われるべきものであると解するのが相当である。

したがって、法人税の更正処分について、これを違法又は無効であるとする争いが提起されているとしても、それが確定的に認められていない現段階においては、なお有効な行政処分として存在していることを前提とすべきであり、法人税の更

正処分を受けて行った本件処分が直ちに無効となるものではない。

(3) 本件処分の理由の提示に不備があるかどうか

第5の(2)のウにより、e L T A Xにより税務署から道府県知事に通知される内容は、電子データによるもので、本件については、処分庁の更正・決定・加算金決定決議資料（決議分）において、所得金額、欠損金額、所得金額等の増減額や重加対象所得がある場合にあってはその金額、繰越欠損金額に相違がある場合にあってはその額等が記載されている。

なお、法人税の更正処分があった場合、その更正決定の理由について、税務署からe L T A Xにより道府県知事に通知されることはない。

第5の(2)のエにより、道府県知事は、e L T A Xの制度運用下においては、法人税の更正処分に連動して、法定期間内に法人事業税の更正処分をなすべきであって、法人税の更正決定の具体的な理由について処分庁として知ることがないまま、法人税の税額が変動し、又は相違したことを理由として、法人事業税の更正処分をなすべきことが、e L T A Xによる通知に関する制度運用の前提となっている。

一方で、審査請求人に対しては、本件処分に先行する処分となる法人税の更正処分において、法人税の更正結果の理由については示されていると考えられる。

審査請求人は、本件処分の通知書の更正決定理由欄には「国税相違」と記載されているのみであり、行政手続法に違反する旨主張しているが、行政手続法第14条による理由の提示は、処分の名宛人において当該処分の基礎となった事実関係及びこれに対する評価を理解し、不服申立てをするか否か並びにその範囲及び内容を検討することができる程度に示されていれば足りると解されるところ、上記のとおり先行する法人税法による更正処分についてその処分の理由が示されている事情を踏まえると、本件処分における理由の記載としては「国税相違」との記載で足りるものと言える。

2 判断

以上から、処分庁の判断について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	関戸	幸一